

第 39 回 体外循環技術認定士認定試験受験要項

4 学会合同体外循環技術認定士認定委員会

体外循環技術認定士認定試験は「医師の指示のもとで行う人工心肺等の体外循環装置を操作するための技術を有する能力」を認定するものである。

この試験は日本人工臓器学会、日本胸部外科学会、日本心臓血管外科学会、日本体外循環技術医学会の 4 学会共催（4 学会合同認定委員会）で行うこととする。

受験希望者は下記の要項に従い、期日までに申請すること。

I. 受験資格

1. 日本人工臓器学会および日本体外循環技術医学会の正会員であること。
2. 心臓血管外科専門医認定機構が認定する施設（関連・協力施設を含む）において（*注 1）、体外循環に関する経験が下記の年数を満たす者であること（*注 2）。常勤あるいは常勤に準じるものとする。
 - ① 医師（心臓血管麻酔専門医・心臓血管外科専門医）・・・・・・経験 1 年以上
 - ② 医師・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・経験 3 年以上
 - ③ 臨床工学技士・・・・・・・・・・・・・・・・・・経験 3 年以上
 - ④ 看護師・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・経験 3 年以上
 - ⑤ 准看護師（高校卒業）・・・・・・・・・・経験 4 年以上
 - ⑥ 准看護師（中学卒業）・・・・・・・・・・経験 5 年以上
3. 日本体外循環技術医学会教育セミナーカリキュラムを履修し、所定の単位を取得した者
4. 日本人工臓器学会教育セミナーを 1 回以上受講した者
5. 4.とは別に認定委員会が定めた研修を実施し 10 ポイント以上取得した者（申請ホームページ内にある体外循環技術認定士認定ポイント対象を参照のこと。）
6. 30 症例以上の人工心肺使用の体外循環の操作経験がある者（*注 4）、または 25 例以上の人工心肺使用の体外循環の操作経験がある者であり、ECMO/PCPS 使用の体外循環について（*注 5）に示す経験がある者
7. 申請する経験については体外循環業務施行証明書において証明をすること。

注 1 認定施設、基幹施設、関連施設、協力施設外の経験においては認定委員会にて審議のうえ判定することとする。

注 2 免許交付日からの経験年数を基準とする。

注 3 日本体外循環技術医学会ホームページ参照のこと。

注 4 症例提示として認められる該当者は 1 症例あたり人工心肺使用の体外循環記録筆頭者である主操作者 1 名のみ（これに該当しない場合には理由書を提出の上で承認の可否に関する審査を受けることとする）とする（記録中の申請者名を必ず○で囲むこと）。患者氏名や ID 等の個人を特定される可能性のある情報は提出時に必ず削除すること。本規定に該当しない症例提示は原則認められないが、特段の事情がある場合に限り、事前に申請があれば認定委員会において審議を行う。申請書提出後においては事情に関わらず原則本規定に従って症例提示の適否を判定するものとする。

注 5 ECMO/PCPS 使用の体外循環症例として承認されるのは「開始時業務を主に担当した 1 名のみ」とし、ECMO/PCPS 記録などの体外循環記録の提示によって「開始時業務を主に担当した 1 名」であることを証明すること。この証明が困難である場合には、ECMO/PCPS 使用の体外循環の実施を証明できる記録に加えて「開始時業務を主に担当した 1 名」であることについて指導者の証明書を添付すること。なお、回路交換などの場合などの場合は含めないこととする。人工心肺使用の体外循環記録筆頭者である主操作者の経験に加えて ECMO/PCPS 使用の体外循環について提示する場合には以下の通りとする。

- ① 人工心肺使用の体外循環 25 症例場合：ECMO/PCPS 使用の体外循環 15 例以上
- ② 人工心肺使用の体外循環 26 症例場合：ECMO/PCPS 使用の体外循環 12 例以上
- ③ 人工心肺使用の体外循環 27 症例場合：ECMO/PCPS 使用の体外循環 9 例以上
- ④ 人工心肺使用の体外循環 28 症例場合：ECMO/PCPS 使用の体外循環 6 例以上
- ⑤ 人工心肺使用の体外循環 29 症例場合：ECMO/PCPS 使用の体外循環 3 例以上

II. 試験方法

筆答試験

III. 試験日および試験会場

試験日 : 2025 年 9 月 28 日 (日)

筆答試験 : 10 : 30 ~ 12 : 30 (予定)

※来場時間については、確定後受験者には受験票をもって通知することとする。

会 場 : 東京女子医科大学

東京都新宿区河田町 8-1

※集合場所については、確定後受験者には受験票をもって通知することとする。

IV. 願書提出期日および提出先

2025 年 6 月 30 日 (月) までに提出書類 (V. 提出書類の項を参照) を

簡易書留郵便にて、下記合同認定委員会事務局宛に送付すること (締切当日までに必着)。

V. 提出書類

1. 受験申請書

* 申請書と同一の写真を受験票 (申請後に事務局より送付) に貼ること。

2. 受験資格 2. の各証明書

a. ① ~ ④ の場合、免許証の写し

b. ⑤ ~ ⑥ の場合、免許証の写しおよび卒業証明書

3. 『日本人工臓器学会教育セミナー受講証明書』 (* ネームカードではない) の写し

4. 『日本体外循環技術医学会体外循環教育セミナーカリキュラム受講修了証』 (* 受講証ではない) の写しまたは『日本体外循環技術医学会教育カリキュラム受講修了証追加送付の申請書』

* 願書提出から受験までの間に実技セミナーを受講して修了となる方は『日本体外循環技術医学会教育カリキュラム受講修了証追加送付の申請書』を提出すること。また、同受講修了証が日本体外循環技術医学会から送付された後、簡易書留郵便にて 2025 年 8 月 31 日 (必着) までに修了証の写しを下記申請書送付先に提出すること。提出されない場合に

は、受験票が先に送付されていても受験不可となるので、留意すること。

5. 10 ポイント以上に相当する受講票等の写し
*3.の日本人工臓器学会教育セミナー受講証明書はこの10 ポイントには含まれないことに留意すること。
6. 30 症例以上の人工心肺の『体外循環記録原本』の写し、および『人工心肺経験症例表』
：症例の期間は2024年12月31日までのものとする。
7. ECMO/PCPSの『体外循環記録原本』の写し、および『ECMO/PCPS 経験症例表』
：症例の期間は2024年12月31日（ECMO/PCPS 開始時）までのものとする。
8. 30 症例以上の人工心肺の『体外循環記録原本』の写し、および『人工心肺経験症例表』を呈する場合には、『ECMO/PCPS の症例表』のみ提出することを推奨する（必須ではない）。
9. 『体外循環業務施行証明書』
*提示する経験症例について証明を受けること。
10. クレジット決済をしない場合に限り、受験料振込み時の受領証の写しを提出すること

VI. 受験料

受験料：15,320 円（試験料 15,000 円，郵送料 320 円）

クレジット決済を行わない場合は下記に振り込むこと

三井住友銀行 大塚支店 普通預金 2217458

名義名：ゴウドウニンテイイインカイ タイガイジュンカンギジュツ

振込人名の箇所には氏名の前に必ずオンライン一次登録番号を入力すること

VII. 試験当日

当日は受験票と筆記用具を持参。

受験票には必ず申請書と同一の写真を貼ること。

当日は相応しい格好で来場すること。

VIII. 問い合わせ先および申請書送付先

事務局：〒112-0012 東京都文京区大塚 5-3-13 3 階

4 学会合同体外循環技術認定士認定委員会 宛

E-mail：joint_nintei@asas-mail.jp ※お問い合わせはメールのみ

IX. 合格発表の通知および認定証の交付・個人情報の取り扱いについて

可否通知の際に、認定証交付について明記する。

合格者および認定士は氏名を学会誌・HP 等により開示する場合がある。

X. 体外循環技術認定士認定資格失効時の救済措置（試験免除）について

2007 年より資格更新時 1 年の猶予措置が全廃されたことにより、セミナー受講等の条件が満たせず、資格を更新することができなかった場合には「失効」となる。よって認定資格を再取得するためには、すべての受験条件を満たした上で、再度認定試験を受験することとなる。

ただし、症例数を満たせず失効した場合に限り、試験免除の救済措置による再取得が可能（失効後 5 年以内）。詳細は「体外循環技術認定士認定資格の再取得について」を参照すること。

認定試験申請書の記入上の注意

1. 申請をする際には必ずオンラインより1次登録を行い、登録番号を記載すること。
2. 記載不備の場合には受理ができないため、本人の自筆により楷書で正確に記入すること。
3. 経験症例表は、該当ファイルに必要な事項を入力した後に、印刷の上で提出すること。
4. 医療に関する現有資格は国家資格、学会・協会認定試験の順にその写しを添付すること
5. 経験歴は指定施設（関連施設を含む）の施設責任者か当該（心臓血管外科・循環器外科等）部門長の証明が必要となる。
 - A. 常勤あるいは常勤に準じるものとする。
 - B. 複数の施設におよぶ場合は年数を加算し、各施設の証明を添付すること。
6. 『日本人工臓器学会教育セミナー受講証明書』の写しと『日本体外循環技術医学会教育セミナーカリキュラム受講修了証』の写し、加えて10ポイント以上分の研修を証明する受講証の写しを添付すること。

例）日本人工臓器学会教育セミナーの受講証が2枚、もしくは1枚と他ポイント対象のものの受講証が10ポイント分必要となる。
7. 『体外循環記録原本』の写しの患者氏名や」ID等の個人を特定しうる情報を消した上で添付すること。
8. 認定者の氏名は原則開示する。
9. 受付後の提出書類および受験料はいかなる理由があっても返却しないこととする。
10. 申請書貼付の写真と同一の写真を保管し、申請後に届く受験票に貼って当日持参すること。